

## 第71回九都県市首脳会議の結果概要について

首都圏の首脳が一堂に会して、広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした九都県市首脳会議が本日、東京都内で開催されました。

会議では、各都県市の首脳からの提案等について協議し、検討会の設置のほか国へ要望すること等を決定しました。内容については、別添のとおりです。

出席者：	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市副市長	渡辺巧教
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市市長	熊谷俊人
	さいたま市副市長	遠藤秀一
	相模原市市長	加山俊夫（九都県市首脳会議座長）

問合せ先  
広域行政課  
電話 042 - 769 - 8248

# 第71回九都県市首脳会議の結果概要

平成 29 年 5 月 9 日  
九都県市首脳会議

## 1 報告事項

### (1) 首脳会議で提案された諸問題について

#### ア ガソリンペーパー対策の推進について

国や業界の対応動向などを注視しながら、九都県市として可能なガソリンペーパー対策に連携して取り組んでいく。

#### イ 福島の復興・創生について

福島県からの要望について、各都県市の広報誌における福島の復興・創生に係る取組のPRや各都県市で開催されるイベントへの福島県産品の販売・PRブースの出店、福島県への教育旅行の呼びかけの場の提供、専門人材確保に係る支援など、九都県市で連携・共同した取組等を検討・実施した。

また、福島の復興・創生に向けて、国の取組がより一層加速するよう、国へ要望を行った。

今後も、各都県市の取組を進めるとともに、引き続き福島県及び九都県市で随時情報共有をしながら、連携を図っていく。

#### ウ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

風しんの抗体検査や予防接種の一層の促進を図るため、九都県市共同での新たな取組の実施に向けて検討を進めるとともに、風しん対策に関する取組状況等についても引き続き情報交換を実施する。

#### エ ヒートアイランド対策について

ヒートアイランド対策の啓発強化のため、企業・NPO団体等と連携した打ち水イベントの実施や「クールシェア」の取組、セミナーの開催などを通じて、ヒートアイランド対策の取組を促進することとした。

#### オ 若年層における交際相手からの暴力(デートDV)の未然防止対策への取組について

若年層における交際相手からの暴力(デートDV)の未然防止対策に向けた各自治体の取組や先進事例の共有を図り、効果的な啓発方法についての情報交換を行った。

引き続き効果的な啓発方法や取組内容について意見交換を行い、九都県市合同での活動の実施について検討を行うこととした。

## カ 「働き方改革」の実現に向けた取組について

「働き方改革」の実現に向けた取組について検討を進めるため、各都県市における働き方の現状と取組や今後の検討会の進め方について情報交換・意見交換を行った。

引き続き、各都県市の職員の働き方の現状を踏まえた、多様で柔軟な働き方が可能となる「働き方改革」の実現に向けた検討を進める。

## キ 妊娠・出産・不妊に関する知識の普及啓発について

妊娠・出産・不妊に関する正しい知識のより効果的な普及啓発について、情報交換・意見交換を行い、九都県市が連携できる取組を検討した。また、不妊治療に対する医療保険の適用について国へ要望するとともに、引き続き各都県市で連携した取組を進め、普及啓発を図っていく。

## ク ダイバーシティの推進に向けた、LGBTへの配慮について

LGBTへの配慮に関する各都県市の取組について、情報共有及び意見交換を行うとともに、九都県市における公共施設等での統一した適切な対応について、情報交換を行った。

今後は、LGBTに関する正しい知識の普及啓発を図るため、九都県市での連携した取組などについて検討を進めることとした。

## 2 協議に係る合意事項

### (1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

#### ア 地方分権改革の実現に向けた要求について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙1のとおり、国に対して要求を行うこととした。

### (2) 衆議院議員小選挙区の区割り改定案について

衆議院議員小選挙区の区割り改定案について、東京都から発言があり、九都県市として意見表明することとした。

## 3 意見交換に係る合意事項

### (1) 震災時における緊急輸送道路の機能確保に向けた沿道建築物の耐震化促進について

首都圏における災害時の対応力を強化するには、都県や政令市の区域を越えて防災拠点や主要都市等を連絡する緊急輸送道路の機能を最大限発揮させることが不可欠である。

震災時における建物倒壊による道路閉塞を防止するため、九都県市が一体となり、広域的な観点から緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に取り組む協議組織を設

置ることなどについて、首都圏連合協議会において検討することとした。

## (2) 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について

障害者への支援を行う側と支援を受ける側のコミュニケーションが難しいことが、障害者支援を困難にする要因となっていることから、障害者が必要とする支援内容を具体的かつ簡潔に明示した九都県市共通の「マーク」の導入について、首都圏連合協議会において検討することとした。

## (3) 屋外広告物の安全管理の強化に係る取組について

屋外広告物の落下等の事故を未然に防ぐため、所有者等への安全管理義務の周知徹底や専門家による点検の実施等、安全管理を強化することが必要である。

そこで、屋外広告物の安全管理の強化を図る取組について、首都圏連合協議会において検討することとした。

## (4) ホームドアの整備による転落防止対策の促進について

障害者や高齢者等の事故を防止し、すべての人が安心して鉄道を利用できるようにするため、ホームドアを整備する必要があることから、技術面、コスト面の課題に対応する新たなタイプのホームドアの早期実用化に向けて、研究開発や実証実験に対する支援の拡充、鉄道事業者の負担軽減のための支援の拡充について、九都県市としての意見をとりまとめ、別紙2のとおり、国に対して要望を行うこととした。

## (5) 共生社会の実現に向けた取組の推進について

障害者支援施設「津久井やまゆり園」で発生した事件後、約1年が経過し、この事件の再発、風化を防ぎ、障がい者に対する差別や偏見を社会から排除するため、九都県市として意見を取りまとめ、別紙3のとおり、国に対して要請を行うこととした。また、共生社会の実現に向けた取組について、首都圏連合協議会において検討することとした。

## (6) テロ等特殊災害への対応力強化について

ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を控え、ソフトターゲット等に対する大規模テロ災害時における消防機関の対応能力をより一層充実、向上させるとともに、首都圏における大規模テロ災害に迅速かつ的確に対応できる消防応援態勢を確立するため、九都県市で別紙4のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### (7) 大規模地震における車中泊による避難者への対応について

大規模地震における車中泊による避難者への対応は、災害時における避難者の生命・健康に直結する喫緊の課題であるとともに、避難者が多く発生する首都圏における広域的な共通課題であることから、避難者に関する現状・課題と今後の対応のあり方等について、防災・危機管理対策委員会で検討することとした。

#### (8) 踏切の安全対策等の推進について

着実に踏切の対策を推進するための継続的かつ確実な関係予算の確保、鉄道事業者への支援や自治体負担の軽減が図れるような制度検討、「地方踏切道改良協議会」も活用した積極的な関係者の合意形成の促進について、九都県市としての意見をとりまとめ、別紙5のとおり、国に対して要望を行うこととした。

併せて、多発する踏切事故の現状も踏まえ、啓発活動などについて、首都圏連合協議会において検討することとした。

### 4 その他

#### (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた役割分担・費用負担について

神奈川県から、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた役割分担・費用負担について発言があった。

九都県市としては、大会の成功に向け、相互に連携しながら、準備を進めていくことを確認した。

### 5 次回は、平成29年秋、相模原市において開催する。

## 地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、現在、国が進めている「一億総活躍社会の実現」に向けた取組において、地方創生は「最も緊急度の高い取組の一つ」とされている。こうした中、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマであることから、その重要性はより一層増している。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

### 真の分権型社会の実現

#### (1) 更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、国の出先機関の見直しは行われておらず、権限移譲もいまだ十分ではない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・ハローワークについては、第6次地方分権一括法において、「地方版ハローワーク」や「地方公共団体がハローワークを活用する枠組み」（ハローワーク特区における取組を全国に展開）など、新たな雇用対策の仕組みが創設された。しかし、人的・財政的支援や、国と同等の求人・求職情報の提供などの点に課題も残されていることから、引き続き地方と協議を重ね、より実効性ある制度とすること。また、新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を改めて検討すること。
- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、適切な移管時期などを関係する地方自治体と十分に協議するとともに

に、移譲に当たっては確実に財源措置等を講じること。

- ・ 中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。

## (2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。また、国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させているが、地方の自由度を高めるために今後「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準についても撤廃すること。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

## (3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

「提案募集方式」については、これまで一定の成果を上げているが、国が「実現・対応」としたものであっても、地方が求める内容にできていないものも含まれているなど、全ての提案が実現したわけではない。また、制度の課題も明らかになってきた。

今後の提案募集に当たっては、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。そのため、地方が示す現行制度の具体的な支障事例等だけでなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、速やかに地方が活用しやすい形で共有するとともに、引き続き検討するとされた提案については、実現に向けた確実なフォローアップを行うこと。今後、第7次地方分権一括法等により措置される事項については、地方が十分な準備期間を確保でき、条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、法の成立後、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など「提案募集方式」の見直しを行うこと。

なお、「提案募集方式」があることを理由に国自らがこれ以上、権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等を検討しないことはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

## (4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・

運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

(5) 「国と地方の協議の場」の実効性ある運営

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、分科会も含め、政策の企画・立案の段階から協議事項について十分に説明するなど、実効性ある協議の場の運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

## 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、税源の地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。

このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

消費税率10%への引上げは再延期することとされたが、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、必要な財源を確実に措置すること。また、消費税率10%への引上げと同時に導入される軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

ウ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行



規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

#### エ 地方消費税の清算基準の適正化

平成29年度与党税制改正大綱において、地方消費税の清算基準のあり方について検討を行うこととされたが、清算基準は最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるためのものであることを踏まえ、地方自治体間の財政調整を目的として、制度本来の趣旨を歪めるような見直しを行わないこと。

#### オ 車体課税の見直しに伴う地方税による代替財源の確保

自動車取得税については、消費税率10%への引上げ時に廃止することとされた。その減収分については、自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入等により一部が補填されるものの、十分な代替財源が確保されていない。

自動車取得税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、自動車取得税を廃止する際には、地方税による安定的な代替財源の確保により、減収分の補填措置を行うこと。

また、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し、総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされたが、仮に負担軽減措置を講じる場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、地方税による安定的な代替財源を確保すること。

#### カ 償却資産に対する固定資産税の制度の堅持

平成29年度与党税制改正大綱において、「固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する」とされた一方で、平成28年度税制改正で、3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設された償却資産に係る固定資産税の特例措置の対象に、平成29年度税制改正において、一定の工具、器具・備品等が追加された。

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、都及び市町村の重要な基幹税目であることから、国の経済対策という観点からの見直しを行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。また、時限的な特例措置については、今回限りのものとして、その期限の到来をもって確実に終了させること。

#### キ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

平成29年度与党税制改正大綱において、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通

じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」とされた。今後の検討に当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえ、受益と負担のバランスに配慮しつつ、税込全額が地方の税財源となるよう制度設計をするとともに、地方が独自に課税している森林環境税等との関係について、適切に調整すること。

また、税制抜本改革法第7条第1号ヲでは、森林吸収源対策に加え、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」とされており、地方自治体を実施している地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたることから、これらの対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

#### ク ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

平成29年度与党税制改正大綱において、「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」とされた。しかし、ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等の行政サービスと応益関係にあるだけでなく、その税込の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、地方自治体の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

### （2）自主財源である地方法人課税の拡充強化

#### ア 地方法人課税の拡充強化

地域間の税込格差の是正を名目に、平成26年10月に地方法人税が導入され、消費税率10%への引上げ及び法人事業税の暫定措置の廃止に伴い、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めることとされた。地方法人税は、地方分権に反するとともに、地方自治体同士で財源を奪い合う極めて不適切な制度であり、到底容認できるものではない。

加えて、同制度は、実質的には地方交付税の総額不足の補填に利用されており、国による地方財源の確保という責任を放棄した極めて不当なものであり、制度運用の面からも将来にわたって地方財政に悪影響を及ぼすものである。

本来、税込格差の是正は、税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において行うべきであり、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえるとともに、産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

#### イ 法人事業税の分割基準の適正化

平成28年度与党税制改正大綱において、法人事業税の分割基準のあり方について検討を行うこととされ、平成29年度与党税制改正大綱においては、電力システム改革による事業環境の変化を踏まえ、電気供給業に係る法人事業税の分割基準について見直しを行うこととされた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受

益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

### (3) 地方交付税制度の改革

#### ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太の方針)では、「地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。

しかし、地方においては、不可避免的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要があることから、これら行財政需要の増加を的確に把握し、地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、地方の安定的財政運営に必要な総額を確保すること。

また、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用すること。あわせて、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

さらに、各地方自治体の予算編成に支障が生じないように、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

#### イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、5度目の延長期限である平成28年度で廃止されることなく、平成31年度まで延長されたところである。

平成29年度は地方交付税の原資を確保することにより臨時財政対策債の増が抑制された。しかし、臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填を継続することは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は極めて不適切な状況であり、持続可能な地方財政制度という観点からも、抜本的な見直しが急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、直ちに廃止すること。

また、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

### (4) 国庫支出金の改革

#### ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び

税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国庫支出金は首都圏特有の行政需要を斟酌し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消に格段の努力を払うこと。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、国庫支出金による財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

#### イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

#### (5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すことにより、真に国が行うべき事業に限定した上で、国が全額費用負担するとともに、それ以外の事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

### 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

## 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減など、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

このような中であっても、国は、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を継続するとともに、地方法人税の税率を引き上げることとしており、更なる地方税の国税化を行おうとしている。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに制度の撤廃と地方の税財源の拡充に取り組むこと。

平成29年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

### 九都県市首脳会議

座長	相模原市長	加山俊夫
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人

## ホームドアの整備による転落防止対策の促進について

平成28年8月、視覚障害のある方が銀座線青山一丁目駅のホームから線路内に転落し死亡するという大変痛ましい事故が発生し、その後も同様の事故が続いている。

ホームからの転落防止対策については、ホームドア（可動式ホーム柵を含む）の整備が有効であり、国では、平成23年に「ホームにおける旅客の転落防止対策の進め方について」を示し、特に1日の利用者数が10万人以上の駅を優先して整備促進を図ってきたところであるが、平成28年3月末現在で、10万人以上の利用がある首都圏の207駅のうち、ホームドアが設置されている駅は65駅にとどまっている。

首都圏は、人口が集中している中で、今後も高齢化が進んでいくことが想定され、さらには、外国人観光客も大幅に増えていく見込みである。今や、ホームドアの整備は、視覚障害者だけでなく、妊産婦や子ども連れの人も含め、すべての人が安心して鉄道を利用できるようにするために、喫緊の課題となっている。

国では8月の事故を受けて、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置して、総合的な安全対策の検討を進め、12月には転落防止対策を優先して実施すべき駅の考え方をはじめ、安全性向上に向けた対策を示したところである。

この対策に対応して、鉄道事業者においても、ホームドアの整備計画の前倒しなどを進めているところであるが、ホームドアの整備には、車両の扉位置が異なる場合への対応が困難であること等の技術的な課題や、整備費用が多額であることなどの課題があり、事業者が計画的に設置していくことが困難な状況となっている。

現在、こうした技術面、コスト面の課題に対応可能な新たなタイプのホームドアの研究開発、実証実験や試行導入等が行われているが、整備を促進するためには、研究開発等の取組の加速化に

よる早期の実用化及び鉄道事業者の負担軽減が必要である。

については、国においては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 車両の扉位置の相違などの課題に対応可能となる新たなタイプのホームドアの早期実用化に向けて、研究開発や実証実験に対する支援の拡充を図ること。
- 2 ホームドアの整備に係る鉄道事業者の負担軽減のため支援の拡充を図ること。

平成29年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一 様

九都県市首脳会議

座長 相模原市長	加山俊夫
埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	熊谷俊人
さいたま市長	清水勇人

## 共生社会の実現に向けた取組の推進について

平成28年7月26日に、神奈川県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、多くの入所者が殺傷されるという極めて凄惨な事件が発生した。

この事件は、被告人が、「障害者はいなくなったほうがいい」といった間違った考えのもとに引き起こしたと伝えられたことから、障がい者やその家族、障害者施設で働く職員のみならず、国民全体に言いようもない衝撃と不安を与えた。

また事件発生後、インターネット上において被告人の間違った考えに同調する意見も散見されたことから、社会の中で障がい者に対する差別や偏見が助長されるのではないかといった懸念が生じた。

九都県市を構成する都県市では、これまでも障がい者の暮らしを支え、理解を促進する取組を進めてきたところであるが、あらためて、一人ひとりが障がい者への理解を深め、偏見や差別を無くすことが重要と考え、平成28年10月26日の九都県市首脳会議において、「障害者が安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた共同宣言」を採択し、決意を示した。

そこで、さらに国全体、社会全体として、宣言に盛り込まれた理念の実現に向けて広く障がい福祉への関心を高め、理解を深めるため、障害者週間における国の広報などの取組をより一層充実することについて特段の措置を講じられたい。

平成 29 年 月 日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）  
加 藤 勝 信 様  
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様



九都県市首脳会議

座長	相模原市長	加山俊夫
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人

## テロ等特殊災害への対応力強化について

国際社会では、各国で多様な形態のテロが発生しており、我が国においてもテロの脅威は現実のものとなっている。そのような中、ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を控え、ソフトターゲット等に対する大規模テロ災害時における消防機関の対応能力をより一層充実、向上させることが求められている。

首都圏の地域は、国の総人口の4分の1にあたる約3,600万人の人口を抱え、政治・経済の中核機能を担っていることに加え、国際的な大規模イベントの会場が集中していることから、テロの標的となる可能性が高く、さらには、同時多発や危険物質を使用したテロなど、複合的な災害に発展することが懸念される。

国においても、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本計画を定め、また大規模テロ災害の対応については、特殊災害に関する活動マニュアルの充実、爆弾テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアルを追加するなど、必要な対策を進めていることについて、九都県市首脳会議も高く評価している。

しかし、現時点における各消防機関の大規模テロ災害への対応能力は、車両・装備・人員の観点から極めて専門的かつ限定的な部隊編成となっていることから、大規模テロ災害に進展した場合において、都県域を越えた迅速な応援態勢とその災害に対応するための車両・装備の整備が不可欠である。

については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を控え、首都圏における大規模テロ災害に迅速かつ的確に対応できる応援態勢を確立できるよう、次の事項について要望する。

- 1 首都圏の地域内において、大規模テロ災害が発生したことを想定した、消防庁、都道府県及び消防本部の対応、緊急消防援助隊各都道府県部隊の編成、並びに運用方針等を定めた大規模テロ災害運用計画を策定し、併せて教育訓練を実施すること。
- 2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた、大規模テロ災害発生時における都県域を越えた迅速な応援態勢確立のため、大規模テロ災害に対応する特殊車両及び資機材の整備の充実に向けた、緊急消防援助隊設備整備費補助金を拡充するととも

に無償使用にかかる制度の拡大を図ること。

平成29年 月 日

総務大臣 高市 早苗 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	加山俊夫
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清谷水人

## 踏切の安全対策等の推進について

踏切の改良を促進することにより、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与することを目的として、昭和 36 年に踏切道改良促進法が施行された。その後、全国で踏切改良が進められ、踏切の数は約 7 万箇所から約 3 万 4 千箇所と半減したが、依然として多くの踏切が存在しており、未だに踏切における事故は毎日のように発生し、4 日に 1 人の割合で尊い命が失われている。

踏切は、交通渋滞や踏切事故、地域分断を引き起こすなど、地域に及ぼす社会的影響が大きく、また、踏切待ちによる直接的な経済損失などが問題となっており、早急な対策の実施が望まれている。

このような状況の中、国においては、これまで以上に踏切の対策を加速させるため、平成 28 年 3 月に「踏切道改良促進法」を改正(以下「改正法」)した。

国は法を改正することにより、遮断時間が長いなどの課題のある踏切について、関係自治体及び鉄道事業者間の改良方法に関する合意の有無にかかわらず、速やかに指定を行い、対策を促進することとしている。

全国に存在する踏切のうち、1,479 箇所が「緊急に対策の検討が必要な踏切」(以下「緊急対策踏切」)として抽出されており、このうち約半数が鉄道ネットワークが高密度化している九都県市で占められている。

また、平成 29 年 3 月末までに改正法に基づき、緊急対策踏切を中心に全国で 587 箇所の「改良すべき踏切道」が指定されたが、そのうち、九都県市には 203 箇所の踏切が集中している。加えて、対象踏切の中には、踏切周辺の住宅密集や狭隘な交差道路などの周辺環境により、対策の実施に課題のある踏切が多く存在している。

指定された踏切の対策実施は期限が定められているため、集中的な整備に伴う事業費の確保のほか、関係自治体と踏切の管理者である鉄道事業者との早期合意が不可欠である。また、現制度では、連続立体交差事業や踏切改良事業等の実施に当たって、自治体に多くの事業費負担が生じている。

これらの課題を解決し、着実に踏切の対策を推進するため、次の事項について提言する。

- 1 従来の連続立体交差化等の対策に加え、当面の対策や踏切周辺対策なども計画的かつ円滑に実施できるよう、財源を継続的かつ確実に措置するため、関係予算を確保すること。
- 2 踏切の対策を促進させるため、鉄道事業者への支援とともに、自治体負担の軽減が図れるよう制度検討を行うこと。
- 3 対策の早期実現に向け、改正法に基づき新たに組織することができる「地方踏切道改良協議会」も活用しながら、専門的知見による助言や指導等の技術的支援を行うとともに、積極的に関係者の合意形成を促進すること。

平成 29 年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一 様

九都県市首脳会議

座長 相模原市長	加山 俊夫
埼玉県知事	上田 清司
千葉県知事	森田 健作
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩 祐治
横浜市 長	林 文子
川崎市 長	福田 紀彦
千葉市 長	熊谷 俊人
さいたま市長	清水 勇人